

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所運営規程

医療法人社団リバイブ 吉野クリニック

指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所運営規程

第一条

この規程は、医療法人社団リバイブが開設する吉野クリニック指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業・介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第二条

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第三条

1. 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
3. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係区市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第四条

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次の通りとする。

1. 名称 医療法人社団リバイブ 吉野クリニック
2. 所在地 東京都世田谷区南烏山五丁目1番15号ヒエモトビル102号
TEL 03-5314-1230
FAX 03-5314-1380

(事業所の職員の職種、員数及び業務内容)

第五条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 医師 3 名（常勤職員 1 名、非常勤職員 2 名）

医師は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション従業者の管理、指導を行うと共に、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

2. 作業療法士 4 名（常勤 1 名、非常勤 3 名） 理学療法士 3 名（非常勤） 看護師 2 名（常勤）
作業療法士、理学療法士、看護師、介護職員は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画書を協力して作成し、作業療法、その他必要なリハビリテーションを提供する。

3. 介護職員 9 名（常勤職員 3 名、非常勤 6 名）

介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な介助及び援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第六条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日 火曜日 木曜日 金曜日 土曜日とする。但し、夏季休暇 年末年始及び祝祭日は除く。

2. 営業時間 8 時 30 分から 17 時 30 分までとする。

3. サービス提供時間 9 時から 16 時までとする。

(指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション利用定員)

第七条

事業所の 1 日の利用定員は、2 単位 38 名とする。

(サービス提供の内容)

第八条

指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- (1) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- (2) 食事サービス
- (3) 送迎サービス

1. 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、次第 1 項に規定する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

2. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3. 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

第九条

1. 医師及び作業療法士、その他専ら指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
2. 医師等の従業者は、上記の通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又は家族に対し、その内容等について説明するものとする。
3. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
4. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

（指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額）

第十条

1. 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その一割、もしくは二割の額とする。
2. その他の費用として、別紙（料金表）に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設利用にあたっての留意事項）

第十一条

利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第十二条

利用にあたって、体調不良等によって通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通常の事業の実施地域)

第十三条

通常の事業の実施地域は、世田谷区（南鳥山１～６丁目、粕谷１～４丁目、上祖師谷１～７丁目、給田１～３丁目、八幡山１～３丁目、祖師谷５～６丁目、千歳台２～６丁目、船橋６～７丁目）の地域とする。

(緊急時における対応方法)

第十四条

指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第十五条

当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第十六条

指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第十七条

1. 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じる。

- 一) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- 二) 利用者及びその家族からの苦情体制の整備
- 三) その虐待防止のために必要な措置
- 四) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2. 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(身体拘束の原則禁止)

第十八条

1. 当事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」

という。)を行なわないものとする。

2. 当事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(事業継続計画)

第十九条

業務継続計画の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供を受けられるよう、業務計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施する。

(衛生管理)

第二十条

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を整備する。また、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第二十一条

1. 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

二) 継続研修 年 2 回以上

2. 従業員は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、在職中及び従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4. この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団リバイブ理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する